平成３０年（フ）第１１４号
奈良市中町5063番地の23
債務者　長尾登志子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１３０号
奈良市五条２丁目15番26―106号
債務者　松田　幸夫
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第３１４号
愛知県北名古屋市加島新田屋敷167番地
債務者　平岡　義国
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４９７号
名古屋市名東区猪子石原２丁目1604番地の４
債務者　小山　麻里
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５３３号
名古屋市中川区助光２丁目203番地　昴アネックス203号、従前の住所愛知県豊明市栄町西大根30番地592
債務者　松井　義政
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５５号
名古屋市緑区太子３丁目88番地　アルシャイン緑108号
債務者　服部江津子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０７号
福岡県久留米市津福本町1735番地５
債務者　秋山恵美子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２４６号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番８―502号
債務者　沼田　利也（旧姓藤塚）
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２７６号
仙台市青葉区堤町１丁目１番１―402号
債務者　三浦　伸二
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２９４号
仙台市宮城野区二の森15番22号　レクエルド101
債務者　佐藤　誠司
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
福島県いわき市平中山字宮下１番地の68　オーシャンヒルズ201
債務者　明智　利幸
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成３０年（フ）第１２３号
新潟市江南区亀田向陽１丁目１番31号
債務者　上野　智久
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３０号
新潟市中央区関屋本村町１丁目107番地１
債務者　工藤恵美子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３３号
新潟市中央区上所３丁目18番１号　サーパスシティ西新潟壱番館806号
債務者　徳満　二男
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３５号
新潟市中央区礎町通１ノ町1961番地
債務者　菅野とく子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３９号
新潟市西区寺尾１番14号　メゾンながはまＢ棟101号
債務者　田村えり子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４６号
新潟市東区松和町15番24号
債務者　山本　夏織
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１４８号
新潟市南区能登942番地３　北陸第20アパート101号
債務者　河合　照美
1　決定年月日時　平成30年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
新潟地方裁判所民事部